

第3号議案 神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の変更について
(雲井通6丁目地区第一種市街地再開発事業)

計 画 書

神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の変更(神戸市決定)

都市計画雲井通6丁目地区第一種市街地再開発事業を廃止する。

名 称	雲井通6丁目地区第一種市街地再開発事業
面 積	約 0.7ha
施 行 区 域	計画図表示のとおり
備 考	当初決定 昭和59年1月17日

理 由

雲井通6丁目地区は、JR三ノ宮駅の東約150mに位置し、葺合地区復興土地区画整理事業による公共施設の整備とあわせて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和59年に都市計画決定した地区で、主に商業施設が立地している。

このたび、特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針、「新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画」などに基づき、バスターミナルなどの段階的な整備を含む都市再生事業として、新たな市街地再開発事業を施行するにあたり、当地区の第一種市街地再開発事業を廃止するものである。